

施設園芸等経営強化支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 燃油等農業生産資材高騰に伴い、施設園芸農業者や水産養殖事業者が燃油価格高騰の影響を受けにくい経営強化を図るため、省エネルギー及び生産性向上対策に取り組む施設園芸農業者等に対し、緊急的に支援する。

(事業内容)

第2条 事業内容は、次の各号に掲げる取り組みとする。

(1) 施設園芸等経営強化対策

施設園芸農業者や水産養殖事業者が経営体力の強化のため、生産コスト削減に資する機器・資材や生産性向上に資する機器・資材の導入に要する経費を支援する。

(2) 経営強化奨励金

知事が別に定める経営強化対策を早期に取り組む施設園芸農業者に対して、対策の実施に伴い減収が見込まれる場合、対策に取り組んだ施設面積に応じて、奨励金を支給する。ただし、令和4年12月16日以降に実施した取組を支給対象とする。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、施設園芸農業者又は水産養殖事業者とし、その他事業実施主体の要件、補助対象経費、補助率等は補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に別に定める。

(事業実施等の手続き)

第4条 事業実施主体は、事業実施計画書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を作成し、交付申請書とともに知事へ提出するものとする。

2 農業協同組合は組合員である事業実施主体の申請内容を取りまとめ、知事に申請を行うことができる。

3 前項の規定に基づき、提出を受けた農業協同組合は、様式第1号別添1を作成し、関係書類とともに知事へ提出するものとする。

(事業の実施)

第5条 必要に応じて関係法令等に基づく所要の手続きを経た上で、実施計画書に基づき適正かつ効率的に事業を実施するものとする。

(県の助成)

第6条 知事は、事業実施主体が行う事業に要する経費について、別に補助金交付要綱を定め、実施主体に助成するものとする。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から別途、知事が定める日までに事業実績報告書(様式第1号)に関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

ただし、既に補助事業が完了している場合は、交付決定通知から1箇月以内に提出するものとする。

(管理運営)

第8条 補助事業により取得した機器・資材(以下「機器・資材」という。)は、常に良好な状態で管理するとともに、必要に応じて修繕し、その措置した目的に即して最も効果的な運用を図るなど、適正に管理運営するものとする。

(1) 本事業により整備した処分制限の対象となる機器には、原則として本事業名等を表示しなければならない。

(2) 機器・資材が天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体は遅滞なくその旨を知事に届け出るものとし、知事は当該報告に基づく機器等の所在、事業種目、滅失、又はき損の状況、被災程度、被害見積価格、事業実施主体が講じた暫定措置等について調査確認するものとする。

(書類の提出)

第9条 この要領に基づく書類について、原則として事業実施主体等が居住又は事業所が所在する地区を所管する農務事務所に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和4年12月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和5年3月9日から施行し、令和4年12月16日から適用する。

2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、この要領に基づき実施された事業については、この要領の廃止後もその効力を有する。